

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成19年5月29日(火) 第1844号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次
---	---

	規	則			
山形県行政手続条例の一部を改正する条	例の施行期日を	定める規則		( 総	発 課) 897
山形県警察本部の組織に関する条例の一					
山形県留置施設視察委員会条例の施行期					
山沙水田直池区沙水及交及水内沙池门沟					j000
	告	示			
県議会臨時会の閉会				(財	政 課) 同
指定居宅サービス事業者の指定			(置	闘総合支圧	计福祉課) 同
指定介護予防サービス事業者の指定			(	同	) 同
土地改良区の役員の退任の届出			(庄内絲	合支庁農村	寸計画課) 同
土地改良区の役員の就任の届出			. (	同	)899
土地改良区の定款変更の認可			. (	同	)900
庄内空港緩衝緑地の利用料金		(庄	内総合支	<b>庁庄内空</b> 港	巷事務所)同
開発行為に関する工事の完了			( 村	ऻ山総合支♬	宁建築課)…901
同			(置	闘総合支圧	宁建築課)同
県証紙売りさばき人の死亡の届出				(出	納 局) 同
	公安委員会	:関係			
	規則	II			
山形県警察の組織に関する規則の一部を					
山形県留置施設視察委員会に関する規則					同
	公	告			
바흐바╩돼ݖチャンナ L ᄌᄞᆠᄌᄢᆣᄌ			c +-1.1.66	\ <u></u>	==+= (図 ==
特定非営利活動法人の設立の認証の申請			• • • •		***************************************
県営住宅入居者の一般公募			(	- 内総合文/	丁建梁詸) 问
<del>-</del>	 規	<u> </u>			
<del>-</del>	- 入元	<u> </u>			
山形県行政手続条例の一部を改正する条例	の施行期日を定	める規則をここ	に公布す	<b>-</b> る.	
平成19年 5 月29日		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	IC A IP )	<b>0</b> °	
1,201 073201		山形県知事	齌	藤	34
山形県規則第76号			2714	291	3
山形県行政手続条例の一部を改正する	条例の施行期日	を定める規則			
山形県行政手続条例の一部を改正する条例			の施行期	目は、平原	t 19年6月1日とす
<b>3</b> .			132,000		
<u> </u>					
山形県警察本部の組織に関する条例の一部	を改正する条例	の施行期日を定	める規則	<b>」をここに</b> な	公布する。
平成19年 5 月29日					
		山形県知事	鵉	藤	弘

ı	╽形	歱:	抻	至77	7문

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月県条例第40号)の施行期日は、平成19年6月1日とする。

山形県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 5 月29日

山形県知事 齋 藤

弘

## 山形県規則第78号

山形県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則

山形県留置施設視察委員会条例(平成19年3月県条例第41号)の施行期日は、平成19年6月1日とする。

告示

#### 山形県告示第579号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成19年5月16日招集した山形県議会臨時会は、 同月22日閉会した。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

藤

#### 山形県告示第580号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年5月29日

山形県知事 齋

弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類				指定年月日		
株式会社鈴木ファーム	デイサービスマロニエ	通	FiF-	介	謹	平成19. 5.21		
米沢市広幡町上小菅473番地	米沢市徳町210番地の1	地	PH	Л	丧	+ nx 19. 5.21		

## 山形県告示第581号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年5月29日

山形県知事

齋 藤

弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービス の種類	指定年月日
株式会社鈴木ファーム	デイサービスマロニエ	   介護予防通所介護	平成19. 5.21
米沢市広幡町上小菅473番地	米沢市徳町210番地の 1	기碳了闪现价기碳	<del>竹</del> 成19. 5.21

#### 山形県告示第582号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、袖浦土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤

弘

理事及び監事の別	E	E	名			住	所
理事	五十	嵐	源	良	酒田市	坂野辺新田字坂野辺82番地	
同	元	木		章	同	十里塚甲2番地	
同	佐	藤	助	弘	同	黒森戊80番地	
同	佐	藤	壽	博	同	黒森乙132番地	
同	白	畑	勇	=	同	宮野浦二丁目19番36号	
同	冏	部		求	同	三丁目 9 番75号	
同	地	主	晴	Ξ	同	坂野辺新田甲63番地	
同	橋	本	惣	_	同	広野字奥井212番地	
同	加	藤	孝	吉	同	飯森山二丁目509番地の 1	
監事	佐	藤	陽	_	同	坂野辺新田甲45番地	
同	安	達	年	夫	同	黒森字谷地中152番地	
同	白	畑	昭	男	同	宮野浦一丁目12番5号	

### 山形県告示第583号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、袖浦土地改良区の役員に次の者が就任した旨の 届出があった。

平成19年 5 月29日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏	名	住所
理事	五 十 嵐	源良	酒田市坂野辺新田字坂野辺82番地
同	佐藤	陽	同 坂野辺新田甲45番地
同	佐藤	助 弘	同 黒森戊80番地
同	佐藤	壽博	同 黒森乙132番地
同	五 十 嵐	隆一	同 飯森山二丁目651番地の 2
同	阿 部	求	同 宮野浦三丁目 9 番75号
同	橋 本	惣 —	同 広野字奥井212番地

						-		
	同		田	代	公	夫	同	宮野浦三丁目 4 番41号
	同		元	木	市	郎	同	十里塚甲44番地
監		事	地	主	晴	=	同	坂野辺新田甲63番地
	同		安	達	朝	吉	同	坂野辺新田字葉萱215番地
	同		白	畑	昭	男	同	宮野浦一丁目12番5号

#### 山形県告示第584号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
  - 日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前68番地の1

- 3 認可年月日平成19年5月18日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第585号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

有料公園施設を使用する場合の利用料金

有料公園施設の名称	区		利	用	料	金	
	入 場	児童生徒等(幼稚れに準ずる者を降	1人1回	当たり		200円	
	八场	児童生徒等以外の	1人1回	当たり		400円	
オートキャンプ場		宿泊を伴わない	1区画1	回当たり	(נו	1,100円	
	テントサイトの 使用	<b>空泊を伴ら住田</b>	閑散期平日	1区画1	泊当たり	נו	1,550円
		宿泊を伴う使用	上記以外の日	1区画1	泊当たり	נו	3,100円

#### 備考

1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 この表において「閑散期平日」とは、5月、6月及び9月から11月までの土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。

2 適用期間

平成19年6月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第586号

次の開発行為は、完了した。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成18年12月14日 指令村総建第5021号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字芦沢960番1、963番5、963番6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡山辺町大字山辺576番地

笠原 イヨ子

山形県告示第587号

次の開発行為は、完了した。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成18年11月24日 指令置総建第25号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字小屋口ノ二2194番、2195番 1、2195番 4、2195番 5、2195番 6、2195番 7、2195番 1、2197番 1 の一部、2197番 2、2197番 3、2197番 4、2197番 5、2197番 7 の一部、2198番 1、2198番 2、2198番 4、2198番 8、2199番 6

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中堰五1673番1、1673番4、1673番5

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中堰六1676番 1、1676番 5、1676番 6、1677番 2

白鷹町鮎貝土地区画整理仮換地15街区 1、15街区 2、15街区 3、15街区 4、15街区 5、15街区 6、15街区 7、15街区 8、15街区10、15街区11、15街区18

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

長井市緑町11番20号

株式会社マツキ 代表取締役 松木 紀昌

#### 山形県告示第588号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第2項の規定により、その相続人から、次の売りさばき人が死亡した旨の届出があった。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤

	氏		名		住	所	売りさばき所の所在地	死 亡 年	月日
5	丸	谷	正	雄	鶴岡市大山三丁目31番2号		鶴岡市友江町16番37号	平成16.	3.28

弘

## 公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5 月29日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美智子

山形県公安委員会規則第7号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第15条第5号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

山形県留置施設視察委員会に関する規則をここに公布する。

平成19年5月29日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美智子

山形県公安委員会規則第8号

山形県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県留置施設視察委員会条例(平成19年3月県条例第41号)第6条の規定に基づく山形県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第22条第1項に基づく委員会に対する情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。 (会議録)
- 第3条 委員会の会議の開催日時、出席者及び会議の概要は会議録に記載するものとする。
- 2 会議録は、警務部監察課において作成し、保存するものとする。

(報酬)

第4条 委員の報酬の額は、勤務1日につき16,200円とする。

(委員会に対する情報の提供)

- 第5条 法第22条第1項に基づく委員会に対する情報の提供は、次に掲げるものを記載した書面を提出して行うものとする。
  - (1) 留置施設の概要
  - (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
  - (3) 留置施設の管理の体制
  - (4) 参観の許否の状況
  - (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
  - (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
  - (7) 反則行為があった場合の自弁の物品、書籍等に関する措置の実施状況
  - (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用状況並びに保護室への収容状況
  - (9) 面会の申出に対する禁止、許否及び制限の状況並びに信書の発受の許否、禁止、差止め及び制限の状況
  - (10) 審査の申請等又は苦情の申出の状況及びそれらの処理結果
- 2 情報の提供は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)をした最初の委員会の会議において行うものとする。
- 3 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議においてその状況を把握する上で必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年5月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 ICT研究会

(2) 代表者の氏名

加納 寛子

(3) 主たる事務所の所在地

山形市小白川町一丁目 4番12号 山形大学学術情報基盤センター加納研究室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、児童・生徒・学生及び地域の人々に対して、情報機器を用いた教育に関する事業を行い、情報社会で快適に生きる知恵と安心・安全に暮らせる環境づくりに寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年5月29日

山形県知事 齋 藤 弘

報

公

翢 巨 口 欰 衂 罍 3 月分 の家賃 に相当 する額 佣 繋 田 EE ,000 ,400 34,700 38,100 41,900 ,500 800 500 500 500 ,200 収入が238,0 を超え268,0 以下の者 32, 35, 38, 42, 38 52 EE. 田 ,800 ,700 ,000 9 900 200 500 200 500 000 8 収入が200,( を超え238,( 以下の者 27 30 33 43 30 33 33 36 37 4 46 賃 田 田田 000 24,100 000 100 800 500 8 100 000 700 ,600 000 収入が178,( を超え200,( 以下の者 29, 38, 26, 32, 38, 39, 26 29 28 000 EE Ш 900 ,000 ,200 900 ,600 25,100 900 ,400 ,800 ,000 ,500 153, 178, 者 23, 33, 20 25, 32 22 24, 34 27 27 EE. Н 洲 17,600 400 ,300 ,900 19,100 ,200 23,100 200 900 ,000 200 収入が123,0 を超え153,0 以下の者 6 23 29 7 27 7 27 7 が 000円 の着 14,500 16,000 17,500 000 15,800 17,500 17,300 19,100 300 23,000 24,000 23, 以入; 123,( 以下( 6 特定目的用 (職·學智期) 般用 尔 田 回 ح  $\times$ 募 数 7 7 2  $\langle | L \rangle$ 式 住户当た! 住户事务 面 積 平方メートル 4 0 က 2 2 0  $\alpha$ 2 0 က 椝 28 63 69 63 64 64 69 64 5 9  $\overline{\mathbf{v}}$  $\mathbf{\times}$  $\mathbf{\times}$  $\mathbf{x}$ 化形 Ω <u>|</u> 猫 Ω  $\Box$  $\Box$  $\Box$  $^{\circ}$ 7  $^{\circ}$ 7 ₩ ₩ 町23-囙 田 丰 1 士 見 2 - 118 払 臣 **ರ್** – 宣 市朝陽町 臣 新 58 にがれ 国21 -— 阿 - 14 以路 ₩ 1 → 古 - , 東5 15-´ 仕 一 间 光 \_ 圖圖 ₩ **操**: 7 鶴岡7 - 5 9 吊 田皿 Ì Ш 回靈 回 23 酒丁 回门 回下 回训 回一 住宅の名称等 がねアパ 号 | 広アパー | A ドヨアパ アパー ピー 部アパー ı Ι ું **~** 符 海 万 B F F ⋖ 區 四 榧 账日 北新 叩 Ω 禹号 茶亭 叩 未号 三中 IJ← m 禹号 叩 弧巾 逾 加 7 原 \_ 7 7 7 7  $\sim$ 汇汇 回上 歌 ム 回上 回上 回上 回上 

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
  - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
  - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
  - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
  - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
  - (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (1) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度
  - (I) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合
  - (川) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成19年6月5日から同月11日まで(土・日曜日は休館となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所
- 5 入居の時期 平成19年8月上旬